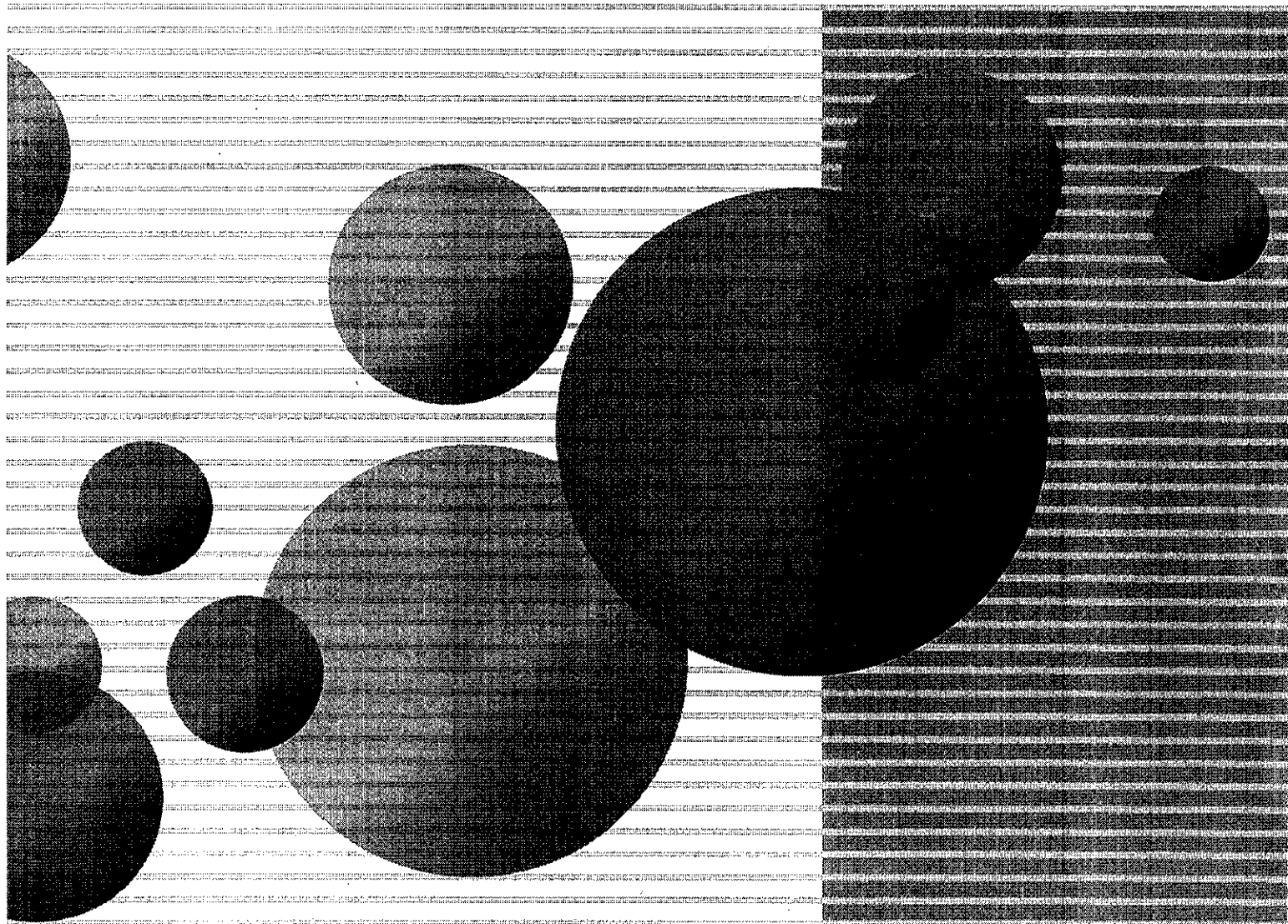


プライバシーマーク制度関係資料

◆ 個人情報を適切に取扱う事業者を認証する ◆

プライバシーマーク®制度





プライバシーマークは、
個人情報を適切に取扱う事業者を示す
信頼のマークです。

プライバシーマーク制度とは

プライバシーマーク制度は、日本工業規格「JIS Q 15001 個人情報保護マネジメントシステム-要求事項」(以下、JIS Q 15001)に適合して、個人情報について適切な保護措置を講ずる体制を整備し運用している事業者を認証して、その旨を示すプライバシーマークを付与し、事業活動に関してプライバシーマークの使用を認める制度です。

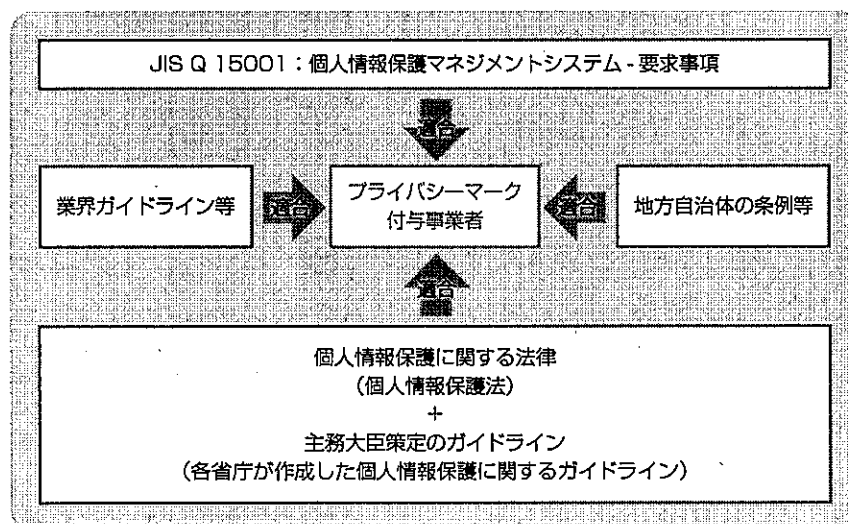
プライバシーマーク制度の目的

- 消費者の目に見えるプライバシーマークで示すことによって、個人情報の保護に関する消費者の意識の向上を図ること
- 適切な個人情報の取扱いを推進することによって、消費者の個人情報の保護意識の高まりにこたえ、社会的な信用を得るためのインセンティブを事業者に与えること

プライバシーマーク制度の位置づけ

個人情報の保護に関しては、平成17年4月1日から「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号。以下、個人情報保護法)が全面的に施行されました。個人情報を取扱う事業者は、この法律に適合することが求められます。

プライバシーマーク付与と合格決定を受けた事業者(以下、プライバシーマーク付与事業者)は、個人情報保護法はもちろん各省庁の個人情報保護に関するガイドライン、地方自治体による個人情報保護関連の条例などにも適合して取込む必要があります。



プライバシーマークは、事業者にとっては法律への適合性はもちろんのこと、自主的により高い保護レベルの体制を確立し、運用していることをアピールする有効なツールとして活用することができます。

プライバシーマークの付与を受けるメリットとは

プライバシーマーク付与事業者は…

個人情報を適切に取扱っていることを、マークで示すことで、消費者や取引先にわかりやすくアピールできます。

審査基準である JIS Q 15001 は個人情報保護法を取込んでいるため、個人情報保護法を遵守していることが示せます。

個人情報取扱い現場の審査を経て付与を受けるため、取引先等からも大きな信頼を得ることができます。

社員等の個人情報保護に対する意識の向上が図れます。

法令遵守のための社内体制の構築、整備に役立ちます。

プライバシーマークの使用と活用

プライバシーマーク付与事業者は、事業活動においてプライバシーマークを使用することができます。その表示により、個人情報を適切に取扱っていることをアピールでき、消費者や取引先から大きな信頼を得ることができます。

プライバシーマークの使用例



◆店頭 ◆契約約款 ◆封筒 ◆宣伝・広告用資料 ◆説明書 ◆便箋 ◆名刺 ◆ホームページ 等
 ※プライバシーマークは、JIPDECの登録商標です。付与を受けていない事業者が無断で使用することはできません。



10123456(01)

事業者の登録番号

()内の数字は付与を受けた回数を表しますが、その部分の表示は任意です。

付与の単位

プライバシーマーク付与は、法人単位です。

有効期間

プライバシーマーク付与の有効期間は、2年間です。

ただし、以降は、2年ごとに更新を行うことができます。

なお、更新申請は、有効期間の終了する8ヶ月前から4ヶ月前までの間に行わなければなりません。

プライバシーマークの付与を受けるには

プライバシーマーク付与の対象は、国内に活動拠点を持つ事業者です。

また、プライバシーマークの付与を申請できる事業者は、以下の条件を満たしている事業者であつて、実際の事業活動の場で個人情報の保護を推進している必要があります。

- ① JIS Q 15001に基づいた個人情報保護マネジメントシステム(PMS)を定めていること。
- ② PMSに基づき実施可能な体制が整備されており、かつ、個人情報の適切な取扱いが実施されていること。
- ③ 欠格事項のいずれにも該当しない事業者であること。
- ④ 従業員が2名以上いること。
(従業員が1名ではPMSが構築運用出来ないため)

■ 個人情報保護マネジメントシステム(PMS)とは

事業者が、自らの事業の用に供する個人情報について、その有用性に配慮しつつ個人の権利利益を保護するための方針、体制、計画、実施、点検及び見直し(PDCAサイクル)を含むマネジメントシステムです。

したがって、PMSは、社員等に周知されていることが必要で、その上、実行可能なものであることが求められます。



PDCAサイクル

代表者による「個人情報保護方針」の策定

Plan —— 社内体制を整え、
作業計画を立てる

Do —— PMSに沿った運用

Check —— 運用状況の点検

Act —— 代表者による見直し

運営体制

プライバシーマーク制度は、次の機関によって運営されます。

1. プライバシーマーク付与機関（付与機関）

制度全体の運営管理を行う機関として、一般財団法人日本情報経済社会推進協会（JIPDEC）が務めます。

運営管理の客観性を確保するため、外部有識者で構成するプライバシーマーク制度委員会を設置し、プライバシーマーク制度についての課題など、適切な運営管理を行っています。

2. プライバシーマーク指定審査機関（審査機関）

事業者からの申請を受けて、資格を持った審査員がPMS文書の審査および申請事業者に対して現地審査を行い、プライバシーマーク付与の適格性を判断する機関です。

付与機関が審査機関としての適格性を審査基準に基づいて審査・指定しています。平成25年9月現在、18の機関を指定しています。

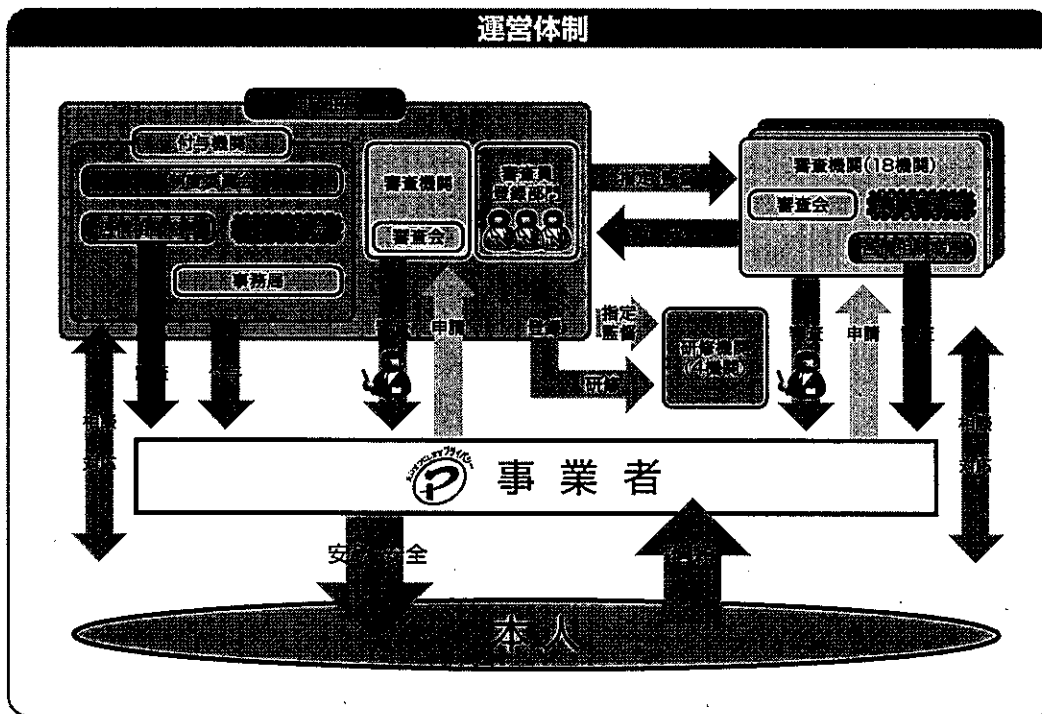
3. プライバシーマーク指定研修機関（研修機関）

研修機関は、審査員補の養成研修、並びに主任審査員、審査員および審査員補の資格維持のためのフォローアップ研修を実施します。

付与機関が研修機関としての研修を行う業務を的確に実施する能力を判断して審査・指定しています。平成25年9月現在、4機関を指定しています。

4. プライバシーマーク審査員登録部門

プライバシーマーク付与適格性審査に必要な審査員等の資格能力等を評価し、登録するための部門です。



申請から付与契約までの流れ

プライバシーマーク付与契約までの手続きは、次のとおりです。

プライバシーマーク付与適格性審査の申請は、各審査機関の「プライバシーマーク付与適格性審査に関する約款」を確認の上、審査機関または付与機関に申請書類一式をそろえて提出して下さい。

必要な申請書類は、各審査機関のホームページからダウンロードできます。

1. 審査機関に申請する

審査機関への申請は、次の場合があります。

① 事業者が会員となっている審査機関がある場合は、当該審査機関に申請

一般社団法人情報サービス産業協会、一般社団法人日本マーケティング・リサーチ協会、公益社団法人全国学習塾協会、一般社団法人全日本冠婚葬祭互助協会、(社)日本ケイックサービス工業会、一般社団法人日本情報システム・ユーザー協会、一般財団法人日本データ連携協会、一般社団法人コンピュータソフトウェア協会、一般社団法人日本印刷産業連合会、一般財団法人放送セキュリティセンター、一般社団法人モバイル・コンテンツ・フォーラム

② 保健・医療・福祉分野の事業者の場合

一般財団法人医療情報システム開発センター

③ 登記上の本店所在地が下記の場合

北海道 ⇒ 一般社団法人北海道IT推進協会
青森県、秋田県、山形県、岩手県、宮城県、福島県 ⇒ (特非)みちのく情報セキュリティ推進機構
愛知県、岐阜県、三重県、富山県、石川県 ⇒ 一般社団法人中部産業連盟
大阪府、京都府、福井県、滋賀県、兵庫県、奈良県、和歌山県 ⇒ 一般財団法人関西情報センター
広島県、岡山県、山口県、島根県、鳥取県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県 ⇒ (特非)中国四国7お'X'ネット推進機構
福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県 ⇒ 公益財団法人くまもと産業支援財団

2. 付与機関に申請する

上記①のいずれにも該当しない事業者は、付与機関である一般財団法人日本情報経済社会推進協会プライバシーマーク推進センターに申請して下さい。

申請

1

形式審査

2

文書審査

3

現地審査

4

付与可否の
決定・通知

5

書類記載内容に不備がないか、申請資格の有無、事業概要からの業種判断等の形式審査を行います。場合により、申請書類修正分/追加分の提出を依頼します。

受理された申請書類の記載内容等に関して、個人情報保護マネジメントシステム(PMS)等の個人情報保護の行動指針を定めた規程類の整備状況、それらの規程類に準じた体制整備状況の視点から文書審査を行います。

個人情報保護マネジメントシステム(PMS)の通りに体制が整備され、運用しているか等について確認を行います。

文書審査および現地審査の結果に基づき、プライバシーマーク付与適格性の有無を決定します。その結果は、申請者に対してプライバシーマーク付与適格性審査結果の可否通知を送付することで行います。

契約の締結
登録証交付
および公表

6

付与機関は、プライバシーマーク付与適格決定の通知を受けた事業者との間で「プライバシーマーク付与契約」を締結し、登録証を交付します。契約期間は、プライバシーマーク付与の有効期間と同じ2年間です。(更新の手続きをとって更新を行うことができます。)

付与契約締結後には、付与機関等のホームページで事業者名を公表します。

プライバシーマークの付与に係る費用

◆ 料金表

単位：万円（消費税込）

事業規模	新設のとき			更新のとき		
	小規模	中規模	大規模	小規模	中規模	大規模
申請料	5	5	5	5	5	5
審査料	20	45	95	12	30	65
付与登録料	5	10	20	5	10	20
合計	30	60	120	22	45	90

1. 申請料

プライバシーマーク付与適格性審査の申請時に必要です。審査の結果にかかわらず必要です。

2. 審査料

審査料には、文書審査、現地審査、報告書作成、審査関係事務の各費用を含みます。

審査の結果にかかわらず必要です。

また、上記以外に、審査に要した交通費、宿泊費等は、付与機関及び審査機関の規程により別途必要です。

3. 付与登録料

プライバシーマーク付与の有効期間（2年間）の付与登録料として必要です。

◆ 事業者規模の区分

事業者規模の区分（小規模、中規模、大規模）は、登記された資本金の額または出資の総額、従業員数、業種を基準として一律に判定します。

業種	資本金の額または出資の総額	従業員数	3億円以下 または21~300人	3億円超 かつ301人
製造業 その他	資本金の額または出資の総額	2~20人	3億円以下 または21~300人	3億円超 かつ301人
	従業員数			
卸売業	資本金の額または出資の総額	2~5人	1億円以下 または6~100人	1億円超 かつ101人~
	従業員数			
小売業	資本金の額または出資の総額	2~5人	5千万円以下 または6~50人	5千万円超 かつ51人~
	従業員数			
サービス業	資本金の額または出資の総額	2~5人	5千万円以下 または6~100人	5千万円超 かつ101人~
	従業員数			

資本金の額または出資の総額が登記されていない無限責任の事業者（合名会社、合資会社等）の場合は、従業員数と業種のみで判定します。

同様に、資本金の額または出資の総額が登記されていない一般社団法人や一般財団法人等も、従業員数と業種のみで判定します。

※1：業種分類は、「平成5年版日本標準産業分類（総務庁）」に基づいています。

※2：資本金の額または出資の総額の区切りおよび従業員数の区切りは中小企業基本法に基づいています。

※3：従業員数とは、JIS Q 15001 および「個人情報の保護に関する法律についての経済産業分野を対象とするガイドライン」（経済産業省）でいう「従業員」の数であり、従業員とは、申請事業者の組織内で直接間接に事業者の指揮監督を受けて業務に従事している者をいい、雇用関係にある者（正社員、契約社員、嘱託社員、パート社員、アルバイト社員等）と、取締役、執行役、理事、監査役、監事、派遣社員等も含みます。

一般財団法人日本情報経済社会推進協会 (JIPDEC)

プライバシーマーク推進センター

●プライバシーマーク事務局

TEL:03-5860-7563 FAX:03-5573-0562

●審査業務室(プライバシーマーク付与適格性審査 申請窓口)

TEL:03-5860-7567 FAX:03-5573-0563

消費者相談窓口

TEL:0120-116-213

プライバシーマーク制度ホームページ

<http://privacymark.jp/>

よくわかるプライバシーマーク制度(消費者向け)

<http://privacymark.jp/wakaru/index.html>

JIPDEC

一般財団法人 日本情報経済社会推進協会

〒106-0032 東京都港区六本木1丁目9番9号 六本木ファーストビル

<http://www.jipdec.or.jp/>

ロゴマークのほか「プライバシーマーク制度」「プライバシーマーク」「Pマーク」「Privacy Mark System」「Privacy Mark」「PrivacyMark」などは、すべてJIPDECの登録商標®です。